

令和 2 年度

幼稚園教育のあゆみ

—「兵庫が育む こころ豊かで自立する人づくり」をめざして—

第 53 集



兵庫県教育委員会

発刊にあたって

「幼稚園教育のあゆみ」第53集を発刊するにあたり、本県幼児教育の充実のためにご尽力いただいております関係者の方々に心から感謝申し上げます。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の教育活動が大きく変わる一年となりました。各園では、子どもたちや教職員の感染予防、精神的な安定、3密を避けた新しい生活様式を踏まえた教育活動等に対し、様々な対策や配慮、工夫がなされています。

同時に、幼稚園教育要領等改訂の趣旨を踏まえた特色ある教育課程の編成・実施や学びの保障のために、教職員が一体となり取り組まれています。

平成29年に同時改訂された幼稚園教育要領等では、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、これまでどおり、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであるとした上で、「幼児期に育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されています。これらを踏まえた教育活動により、すべての幼児教育施設で質の向上を図るとともに、小学校教育との円滑な接続が推進されることが求められています。

本県では、「幼児教育連携促進事業」において、幼稚園、認定こども園、保育所の教職員及び関係する行政機関とともに協議会及び研修会を実施し、家庭との連携や小学校教育との連携・接続等について共通理解を深めました。

また、本年度より、3～5歳児の保護者及び各園・所に幼児教育資料・親子ノート「すくすく ひょうごっ子」を配布しました。この冊子は、保護者に園における学びの視点や子どもの発達のプロセスを理解してもらうとともに、親子で成長の記録を書き込める内容であり、園・所でも活用いただくことで、園・所と家庭がより連携を深めながらともに子どもを育てていくことを目指し、活用の促進を図っています。

加えて、「幼小の円滑な接続推進事業」では、実践協力園3園と接続する小学校3校が連携して、接続期の保育・学習の在り方や接続期のカリキュラムの充実について実践研究を行い、その成果について普及、啓発を行いました。

さらに、「幼稚園教育理解推進事業」では、新型コロナウイルス感染症対策により紙面報告・共有及び動画視聴による研修の形態となりましたが、「カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施する学校評価」「小学校教育との接続に向けた教育課程や指導方法の工夫」について理解を深め、幼稚園教育の充実と振興を図りました。

各幼稚園におかれましては、本冊子を参考に、園長先生方のリーダーシップのもと、教育課程の改善を行い、幼稚園教員等一人一人の資質及び専門性の向上に資することを期待するとともに、幼保連携型認定こども園においても、本冊子を参考に、質の高い幼児期の教育が推進されることを願っています。

令和3（2021）年3月

兵庫県教育委員会

目 次

発刊にあたって

I 幼稚園の現状と推移

1 幼稚園数	1
2 園児数	1
3 教員数	2
4 職員数	2
5 県内幼稚園・認定こども園・保育所設置状況	3

II 幼稚園教員の研修

1 幼稚園等新規採用教員研修	5
2 幼稚園等中堅教諭等資質向上研修	5
3 幼児教育連携促進事業	5
4 幼小の円滑な接続推進事業	7
5 幼稚園教育理解推進事業	9
6 兵庫県における幼児教育に関する事業一覧	16

III 新型コロナウイルス感染症への対応

1 幼稚園に関連する国の主な対応	17
2 県内の幼稚園等における新型コロナウイルス感染症対策の状況 ..	19

統計資料	21
------------	----

表紙の絵 「スズメバチに負けないぞ」

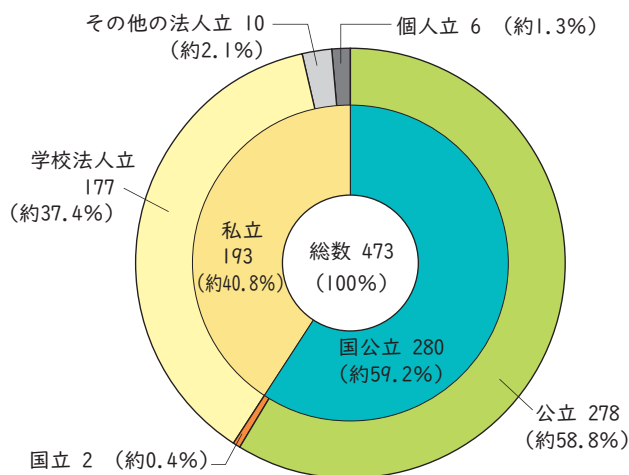
神戸市立おしんべ幼稚園 森川 颯介 (5歳児)

I 幼稚園の現状と推移

I 幼稚園数

兵庫県内の園数は473園で、前年度より32園減少し、設置者別では、国立2（構成比約0.4%）、公立278（構成比約58.8%）、私立193（構成比約40.8%）である。

私立の設置者別では学校法人立が177園と一番多く、次いでその他の法人立が10園、個人立6園の順となっている。



設置者別園数（令和2年度学校基本調査）

年度	計	国立	公立	私立
H28	578	2	366	210
H29	558	2	351	205
H30	532	2	331	199
R1	505	2	307	196
R2	473	2	278	193

（単位：園）

2 園児数

園児数の統計は45,514人（男22,909人、女22,605人）で前年度より2,519人減少した。

設置者別にみると、国公立幼稚園の園児数は、13,241人で前年度より1,312人減少し、私立幼稚園の園児数は、32,273人で1,207人減少した。

設置者別園児数及び教員数（令和2年度学校基本調査）

区分	園数	園児数	教員数	一園当たりの在園児数	教員一人当たりの在園児数
国立	2	204	17	102	12.0
公立	278	13,037	1,348	46.9	9.7
私立	193	32,273	2,574	167.2	12.5
計	473	45,514	3,939	96.2	11.6
H30	532	50,780	4,108	95.5	12.4
R1	505	48,033	4,029	95.1	11.9

年齢別に見ると、
 3歳児 12,042人（26.4%）
 4歳児 16,006人（35.2%）
 5歳児 17,466人（38.4%）で、
 前年度より、
 3歳児で245人増加
 4歳児で1,376人減少
 5歳児で1,388人減少した。

年齢別園児数（令和2年度学校基本調査）

区分	計	3歳児	4歳児	5歳児
国立	204	64	71	69
公立	13,037	1,708	5,139	6,190
私立	32,273	10,270	10,796	11,207
計	45,514	12,042	16,006	17,466

（単位：人）

3 教 員 数

本務教員数は、3,939人（男204人、女3,735人）で、前年度より90人減少している。
 兼務教員は901人（男87人、女814人）である。

男女別教員数（学校基本調査）

区分		令和元年度		令和2年度		差引増減
		教員数（人）	構成比（%）	教員数（人）	構成比（%）	教員数（人）
本務者	計	4,029	100.0	3,939	100.0	-90
	男	227	5.6	204	5.2	-23
	女	3,802	94.4	3,735	94.8	-67
兼務者	計	874	100.0	901	100.0	27
	男	108	12.4	87	9.7	-21
	女	766	87.6	814	90.3	48

（注）構成比は男女別の割合である。

4 職 員 数

本務職員は485人で、このうち国立6人、公立106人、私立373人で前年度より17人減少した。

5 県内幼稚園・認定こども園・保育所設置状況

令和2年5月1日

事 項 地 域		国公立幼稚園・公立認定こども園							私 立 幼 稚 園	私 立 認 定 こ ど も 園	公 立 保 育 所	私 立 保 育 所
		国 公 立 幼 稚 園	公 立 認 定 こ ど も 園	(内訳) 幼稚園の保育状況								
				3 年 保 育 完 全 実 施	3 年 保 育 一 部 実 施	2 年 保 育 完 全 実 施	2 年 保 育 一 部 実 施	1 年 保 育 実 施				
1	神 戸 市	33	0		○				71(4)	148	57	66
2	尼 崎 市	9	0			○			20(2)	10	19	59
3	西 宮 市	13(8)	0			○			39	23	23	26
4	芦 屋 市	6	1			○			4	2	5	11
5	伊 丹 市	8	3	○					8	3	6	26
6	宝 塚 市	12	0		○				14	0	7	22
7	川 西 市	5	3			○			6	7	5	11
8	三 田 市	10	0		○				9	3	1	8
9	猪名川町	4	0			○			0	2	1	1
10	明 石 市	28	1	○					2	12	10	38
11	加古川市	16(1)	3			○			2	18	3	23
12	高 砂 市	1	7			○			0	7	1	4
13	稲 美 町	5	0		○				0	0	0	4
14	播 磨 町	3	0	○					0	2	0	2
15	西 脇 市	1	0	○					0	8	0	0
16	三 木 市	4	2			○			0	12	2	0
17	小 野 市	2	0			○			0	2	0	12
18	加 西 市	0	5						0	4	0	2
19	加 東 市	1	2	○					0	8	0	4
20	多 可 町	0	0						0	5	0	0
21	姫 路 市	35	10		○				7	41	19	33
22	相 生 市	6	0	○					1	1	3	2
23	たつの市	4(1)	10			○			0	8	2	7
24	赤 穂 市	10	0		○				1	0	6	1
25	宍 粟 市	6(2)	3		○				0	2	2	8
26	神 河 町	2(1)	0			○			0	0	0	2

事 項 地 域		国公立幼稚園・公立認定こども園							私 立 幼 稚 園	私 立 認 定 こ ど も 園	公 立 保 育 所	私 立 保 育 所
		国 公 立 幼 稚 園	公 立 認 定 こ ど も 園	(内訳) 幼稚園の保育状況								
				3 年 保 育 完 全 実 施	3 年 保 育 一 部 実 施	2 年 保 育 完 全 実 施	2 年 保 育 一 部 実 施	1 年 保 育 実 施				
27	市 川 町	0	2						0	0	0	1
28	福 崎 町	0	4						0	2	0	0
29	太 子 町	4	0		○				0	4	1	2
30	上 郡 町	3	0			○			0	1	1	1
31	佐 用 町	0	0						1	0	5	0
32	豊 岡 市	11	6			○			0	7	1	9
33	養 父 市	0	7						0	3	1	0
34	朝 来 市	0	7						0	4	0(1)	2
35	香 美 町	9	0				○		0	0	1	3
36	新温泉町	0	3						0	0	0	1
37	丹波篠山市	11	2			○			0	1	4	1
38	丹 波 市	0	0						0	13	0	0
39	洲 本 市	2	1		○				1	3	8	0
40	南あわじ市	3	2	○					1	3	9	0
41	淡 路 市	0	3						0	2	7	2
	合 計	267(13)	87	7	9	14	1	0	187(6)	371	210(1)	394

※ 1 ※ 2

- ・ () の数字は休園所数を示す。(外数)
- ・ 私立認定こども園、公私立保育所については、令和2年4月1日の数であり、分園は含まない。
- ・ この他、特定認可外保育施設型認定こども園が公立1園私立3園がある。(※1)
- ・ 保育所については、保育所型認定こども園(37園)を含む。(※1, 2)

II 幼稚園教員の研修

1 幼稚園等新規採用教員研修

講義や実習、また、教員相互の交流を通して、実践的指導力を養うとともに、幅広い識見を身に付けることによって、幼稚園教員としての資質の向上を図る。

内 容	園内研修 10日間（所属幼稚園等において実施）
	園外研修 9日間（うち2泊3日の宿泊研修を令和2年8月24日（月）から8月26日（水）に県立南但馬自然学校において実施）

2 幼稚園等中堅教諭等資質向上研修

個々の教諭の能力、適性やニーズに応じて必要な事項に関する研修を実施し、指導力の向上、教諭としての資質の向上を図る。

内 容	園内研修 10日間（所属幼稚園等において実施）
	園外研修 5日間（うち1日は、幼稚園等中堅教諭等資質向上全県研修会を令和2年7月28日（火）にあましんアルカイックホールにおいて実施）

3 幼児教育連携促進事業

(1) 趣旨

幼稚園、認定こども園、保育所の関係する機関が連携して協議する幼児教育連携促進協議会を設置し、教員等の指導力向上、保護者の理解促進等の方策について協議し、本県における幼児教育の更なる充実を図る。

(2) 事業の概要

① 幼児教育連携促進協議会の設置

本県における幼児教育の質の向上に向け、幼児教育担当部局が連携して各施設間の情報交換及び保護者の幼児教育に対する理解の推進等について協議を行う。

② 全県幼児教育連携促進研修会の実施

○第1回全県幼児教育連携促進グループ別研修会		当日参加者：108名
日時：令和2年7月28日（火）		場所：あましんアルカイックホール
（動画研修 令和2年9月7日（月）～9月30日（水））		
(1) 事務局報告（兵庫県教育委員会義務教育課） 「幼児教育資料・親子ノート『すくすく ひょうごっ子』を活用した家庭との連携」		
(2) 講演（神戸大学大学院 准教授 北野 幸子） 演題：「園・所、家庭、地域とともに子どもを育てる ～乳幼児教育の可視化・発信と子育て支援の在り方」 ○コロナ禍での乳幼児教育をめぐる状況 ○「すくすく ひょうごっ子」の意義、内容のポイント 等		

○第2回全県幼児教育連携促進グループ別研修会

当日参加者：39名

日時：令和3年1月15日（金）

場所：神戸常盤アリーナ（兵庫県立文化体育館）

（動画配信 令和3年1月25日（月）～2月26日（金））

(1) 事務局報告（兵庫県教育委員会義務教育課）

「県内の幼児教育と小学校教育の接続の状況と課題及び『すくすく ひょうごっ子』を活用した連携の推進」

(2) グループ別研修（公私立各施設及び小学校の教職員を交えたグループ編成による研修）

テーマ：「地域の実情に応じた幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の連携促進」

(3) 講演（甲南女子大学 教授 伊藤 篤）

演題：「幼保小連携・接続として“何”をつなぐのか？」

※全体研修会（5月）は新型コロナウイルス感染症対策のため、中止。

③ 幼児教育資料・親子ノート「すくすく ひょうごっ子」の配布及び活用の推進

幼稚園等における「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を育む教育実践や、家庭や幼稚園等における3～5歳児の発達に応じた関わり方等を示した幼児教育資料・親子ノートを配布し、家庭と幼稚園・保育所・認定こども園等が連携して兵庫の未来を担う子どもたちとともに育てることを推進する。

また、研修会等で周知するとともに、活用事例をまとめたポスター・リーフレットを配布し、家庭及び幼児教育施設等での活用促進を図る。

「すくすく ひょうごっ子」（A5判、両面表紙）



幼児教育資料

親子ノート

【園・所での活用】

- ・園だよりやドキュメンテーションに抜粋資料を添えて
- ・子育て相談時の具体的実践例として
- ・職員間で保育を見つめ直す研修資料に
- ・小学校等他施設との連携に
- ・懇談会等で保護者間の交流の題材に

【内容構成】

① 幼児教育資料

- ・乳幼児期の育ちと関わり
- ・園・所と家庭でともに育てる
- ・家庭で育てる
- ・小学校教育とのつながり



② 親子ノート

- ・季節とともに成長を感じよう
- ・おもいでのおしあそび
- ・お誕生日おめでとう！
- ・一緒に遊ぼう！



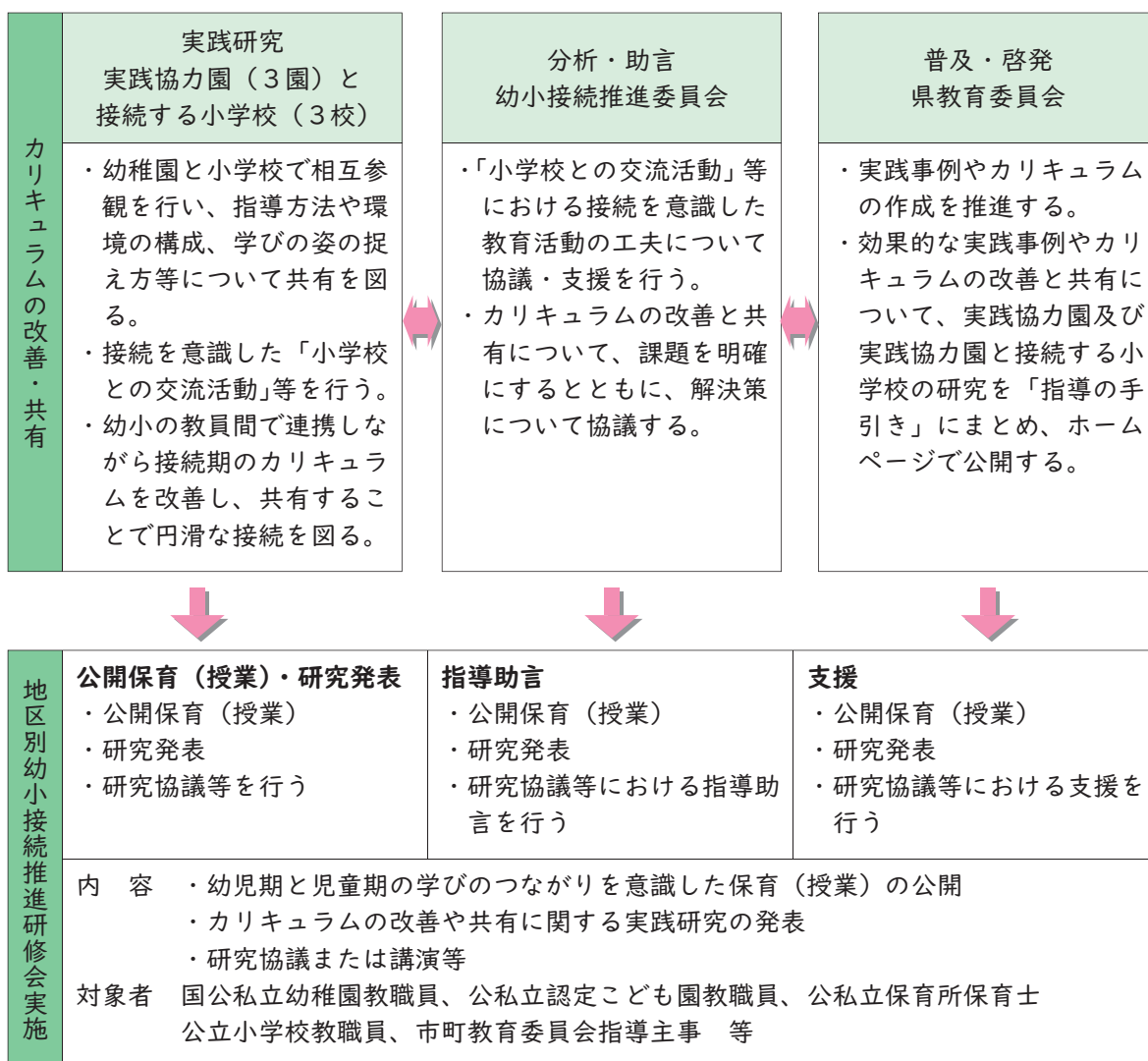
4 幼小の円滑な接続推進事業

(1) 趣旨

幼稚園教育要領（平成29年告示）において、小学校の教職員と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、幼児期の教育と児童期の教育の円滑な接続を図ることが求められている。本年度より全面実施された小学校学習指導要領においても、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や幼児期の教育の特性が示され、幼児期に育まれた資質・能力が各教科等における学習に円滑に接続されるよう、指導の工夫や指導計画の作成を行うこととされている。

そこで、全県的な幼小の円滑な接続を図るため、平成30・令和元年度の成果を生かし、「小学校との交流活動」「日常の保育」「園行事」等の観点から、小学校との接続を意識した保育の在り方や接続期のカリキュラムを活用した幼小連携に関する実践研究を行い、それらをまとめた実践事例集を作成し、県内に啓発する。

(2) 実践研究の内容



(3) 地区別幼小接続推進研修会

今年度は新型コロナウイルス感染症対策により、各地区において、実践協力園・接続する小学校からの研究内容等について紙面報告を行った。

地 区	実践協力園・接続する小学校
	幼稚園の研究テーマ
阪 神 丹 波	伊丹市立おぎの幼稚園・伊丹市立荻野小学校
	「豊かな心を育む保育」 ～一人一人の育ちをつなげる幼児理解～
播磨東 淡 路	明石市立錦浦幼稚園・明石市立錦浦小学校
	「やってみよう やってみたい 意欲的な幼児の姿を目指して」 ～数量・図形への関心・感覚を育むための教師の援助を考える～
播磨西 但 馬	神河町立神崎幼稚園・神河町立神崎小学校
	「伝え合い 支え合う子どもの育成」 ～小学校教育への滑らかな接続を目指して～

(4) 幼小接続推進委員

所 属	職 名	名 前
甲 南 女 子 大 学	教 授	伊 藤 篤
神 戸 松 蔭 女 子 学 院 大 学	教 授	寺 見 陽 子
神 戸 女 子 短 期 大 学	教 授	大 西 眞 弓
神 戸 市 立 神 戸 幼 稚 園	園 長	岩 濱 里 江 子
伊 丹 市 立 お ぎ の 幼 稚 園	教 諭	前 中 穂 乃 花
伊 丹 市 立 荻 野 小 学 校	教 諭	裴 洵 奏
明 石 市 立 錦 浦 幼 稚 園	主幹教諭	足 立 道 亮
明 石 市 立 錦 浦 小 学 校	教 諭	津 村 恒 平
神 河 町 立 神 崎 幼 稚 園	総括教諭	澤 田 道 代
神 河 町 立 神 崎 小 学 校	校 長	大 塚 高 誉

※ 事業内容については、「指導の手引き」にまとめ、各園に配布します。

5 幼稚園教育理解推進事業

(1) 趣旨

幼稚園の教育課程の基準をはじめとして幼稚園教育に関する内容、幼稚園の運営・管理、保育技術等に関する専門的な講義、研究協議等を行うことにより、幼稚園教育の振興・充実を図る。

(2) 事業の概要

本事業は、地区別幼稚園教育理解推進研修会、兵庫県幼稚園教育理解推進研究協議会を実施するものであり、その成果を文部科学省において実施される「中央協議会」において報告・協議する。

① 兵庫県協議主題

幼稚園の教育課程の編成及び実施等に伴う諸課題等についての専門的な講義や研究協議等

協議主題 2

カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施する学校評価について

協議主題 4

小学校教育との接続に向けた教育課程や指導方法の工夫について

② 兵庫県幼稚園教育理解推進研究協議会

県内各地区において取り組んでいる実践を中心に、教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸課題についての専門的な講義や研究協議を行う。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、研修資料から理解を深め、レポート提出・共有をもって研修に替えることとする。

実施日	令和2年6月～12月
内 容	協議主題2・4に関するレポート提出・共有【参加者：42名】 ※参加者のうち国立大学附属幼稚園2名、私立幼稚園5名、私立認定こども園1名 <研修資料> ○文部科学省提供資料「令和2年度幼稚園教育理解推進事業（都道府県協議会）」 ○幼稚園教育要領及び幼稚園教育要領解説 ○小学校学習指導要領及び小学校学習指導要領解説 ○幼稚園における学校評価ガイドライン〔平成23年改訂〕 ○兵庫県教育委員会指導の手引き（H30、R1） ○地区別幼稚園教育理解推進研修会資料 等

＝県協議会のまとめ＝

協議主題 2

カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施する学校評価について

【協議の視点】

- ・各幼稚園が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や幼稚園運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとしてされている。カリキュラム・マネジメントと関連付けながら学校評価を実施するとは、具体的にはどのようなことか。

○組織的・計画的なカリキュラム・マネジメントの実施

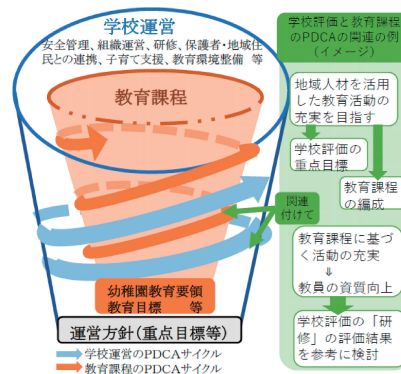
- ・子どもの実態からカリキュラム・マネジメントを行うために、全教職員で実践を協議する場を設け、成果と課題等共有している。
- ・前年度の評価から見えた課題や改善点と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて、今年度の教育課程を編成している。
- ・園の教育目標や重点課題、研究主題に基づいた指導計画を作成し、具体的な方策や保育内容を検討しながら、教育課程を編成するよう努めている。
- ・短期や長期の指導計画を作成する際に学校評価を実施することで、定期的な取組となり、計画的に保育の見直しや改善を行うことができるように工夫している。
- ・園内だけでなく、保護者や地域の願いや意見も踏まえていくことで、より組織的な取組となる。

○学校評価実施（方法、評価項目・指標の設定等）

- ・評価の項目や指標は各市町独自に設定されているが、園の実態に応じて園ごとにも設定している。
- ・教職員の自己評価や保護者アンケートの結果、学校評価委員会の報告書等を教職員間で共有することで、学校評価を生かした教育課程の編成につなげている。
- ・園だより、保育参観、総会を利用して、園の具体的な取組内容を保護者へ周知するなど、普段から園の教育の「見える化」を意識している。
- ・園の教育目標や保育内容を踏まえた保護者アンケートを実施することで、カリキュラム・マネジメントにつながる園の課題や実態、目標の達成状況等を把握することができている。
- ・保護者や地域、近隣の関係機関で構成した学校評価委員会を定期的に開催する等、意見交流ができる場を設けることで、地域に根ざした幼稚園教育を進めることができている。
- ・年度末の学校評価を基に、年度当初に重点目標と絡めた学校評価の項目や指標を設定すると、全職員でどんな子どもに育てたいのか共通理解でき、援助の評価・反省も明確になる。
- ・評価項目や指標は、人によりイメージや評価の基準が異なることもあるため、曖昧になってしまいやすい。具体的な評価項目や指標を設定することが大切である。
- ・年度末の評価だけでなく、1学期、2学期にも中間評価として評価しその都度、改善を図っている市町や、評価結果の公表については、ホームページで公表している市町もある。

○カリキュラム・マネジメントと関連付けて実施する学校評価の具体と成果や課題

- ・年度末に評価して学校関係者等から意見をもらい、次年度の評価項目を決め、新年度に教育課程におとしていく。そして、振り返りをしながらまた年度末に評価していくというPDCAサイクルがうまく循環していくようになると、園全体の保育の質向上につながっていく。
- ・学校評価をカリキュラム・マネジメントに生かすことができるよう、保護者アンケート等の評価項目をカリキュラムに関連する内容にしている。
- ・カリキュラム・マネジメントと関連付けながら学校評価を実施する上で、一番大切なことは、園の「目指す子ども像」を明確にすることである。確かな幼児理解と園の実情把握を丁寧に行い、「目指す子ども像」に向けて、今、何をすべきかを考えていくことが必要である。
- ・学校評価の結果をカリキュラム・マネジメントに関連付けることで、教育の改善に対する教職員の意欲が高まるとともに、資質向上にもつながっている。



〔学校関係者評価をするに当たって〕

- ・園内だけの評価ではなく、子どもの育ちや指導の意図を理解してもらうために、保護者や地域への発信の工夫をしたり、発信する力を身に付けたりし、地域を巻き込んだ評価をしていくことも大切である。
- ・各園で降園時にその日の活動や翌日の保育について、具体的な学びや気づきの姿を挙げながら保護者に説明することで、保護者自身の幼児への見方も変わった例が保護者アンケートに見られる。預かり保育で直接保護者に伝えられない場合にも、園だよりやホームページでタイムリーに発信する工夫をしている。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度は、幼児が地域で実体験を通して学ぶ機会が少なくなったり、保護者や評議員が実際の保育を見る機会を減らさざるを得なかったりと、従来通りの評価を受けるのが難しい状況もある。今後は、感染症対策を行い安全な保育を進めながら、いかに園の取組を内外に周知し、評価してもらえる体制を構築していくかが大きな課題である。

【園における学校評価のポイント】

- ・自己評価は教職員が行う評価であるが、「幼稚園」として評価するものである。
- ・保護者アンケートは、学校関係者評価ではない。あくまで自己評価の参考資料であり、学校関係者評価とは、自己評価の結果について評価することを基本として行うものである。
- ・自己評価の手順として①「重点的に取り組むことが必要な目標等の設定」を行う。その際、園の教育目標や方針をそのまま重点目標にすると、評価項目が具体的になりにくい。その園で、重点的に取り組むことが必要な単年度の目標や教育計画を具体的かつ明確に定める。
- ・次に、②「自己評価の評価項目・指標等の設定」を行う。評価項目には、目標等の達成に向けた取組等を設定する。評価項目には、目標の達成状況を把握するための成果に着目するものと、達成に向けた取組状況を把握するための取組に着目するものがあり、適切に設定することが望ましい。達成状況や取組状況を把握するために必要な指標や、指標の達成状況等を把握・評価するための基準を、必要に応じて設定することが望ましい。

協議主題 4

小学校教育との接続に向けた教育課程や指導方法の工夫について

【協議の視点】

- ・幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとするところがあるが、連携と接続の違いを踏まえつつ、幼稚園教育要領で求められている接続を図るためには、今後、どのような工夫が必要となってくるのか。

○小学校との連携の取組の実態

- ・交流する機会を定期的に設けているところが多いが、交流活動は、幼児も児童も主体的に活動し、同じ目的に向かうことができるような内容の工夫が必要である。
- ・幼小が互いの教育内容、指導方法等について共通理解を図るために、教員同士が意見交流できるような場を定期的に設定したり、相互参観を実施し、意見交換を行ったりしている。
- ・5年生・5歳児、1年生・5歳児の交流等工夫して行っているが、交流の場を設けるだけでなく、交流活動における事前事後の話し合いや合同指導案の作成が必要である。
- ・小学校行事に園児が参加する等の交流もあるが、互いに負担なく継続して交流するために、小学校の20分休みを活用しているところや、月1回、小学校の昼休みに一緒に遊びの交流をしているところがある。その中で子ども同士の自然な関わりが生まれたり、小学校教員に、実際の幼児の生活する姿を見てもらうきっかけにもなったりしている。交流だけで終わらせるのではなく、活動の振り返りや交流の内容の見直しをし、幼児が主体的に遊べるよう、次年度の教育課程に生かしていくことが大切である。
- ・併設園では、校園長が同じというメリットを生かし、連携や接続が計画的に行われている。また、1年生の担任と話し合う機会ももちやすく、スタートカリキュラムを共有している。今後は、その具体的な内容について、じっくり検討していく。
- ・幼児の就学を見据え、小学校の見学や体験授業を設ける等、小学校の生活に興味・関心をもてるように工夫することで、幼小の生活や学びが円滑に接続できるよう工夫している。
- ・幼小連絡会については、年度末だけでなく6月頃に改めて行うことで、入学後の子どもの姿を通して情報交換ができる場となり、有効である。話し合う時期は、各園・校で決めるとよい。幼児の育ちについて「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに話し合うといい。
- ・中学校区連携ユニットとして、私立も含めた保・幼・小・中の連携を推進し、各ユニットで年間計画を立て、情報交換、研修の場を持っている市もある。

○小学校教員との研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有等の連携実態

- ・小学校教員に幼児の生活する姿を見てもらったり、動画などを活用したりしながら、幼児が遊びや生活の中で何を学んでいるのか、そのために必要な教師の援助や環境の構成は何かについて、幼小の教員間で具体的に意見交換し、幼児の学びや育ちを分かりやすく伝えている。
- ・毎年「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の中から、小学校と共通の課題を決め、交流や職員研修会を行っている。

- ・ 幼児の学びの過程を記したドキュメンテーションを作成し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を可視化することで、幼稚園の学びが小学校教育にどのようにつながるかをともに考える場を設定している。
- ・ 交流学习の際に、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に関する幼児の学びを交流学习指導案に記入するなどして、学びについての共通理解を図っている。
- ・ 1年生の通信と幼稚園の通信を交換している。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について、1年生の通信でも内容に取り上げている。
- ・ 幼稚園教育要領や小学校の学習指導要領を互いに学んだり、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について話し合ったりする機会を設け、幼稚園教育と小学校教育のそれぞれの良さや違いを考えることができるようにしている。
- ・ 園や小学校の研修会・研究会に相互に参加できる体制や、市町主催の研修会に校園種の違いに関係なく参加できる体制を整えている市町が多くなっている。
- ・ 幼児指導要録において、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに幼児の育ちを改めて見直して、小学校に共有している。
- ・ 小学校への就学時、各園所の取組をまとめた小学校への「接続シート」を作成し、園での取組内容や幼児の育ちや学びの姿を小学校へ伝達している市町もある。

○接続に向けた教育課程（指導計画）の工夫

- ・ 相互参観等の交流で得た互いの意見を教育課程や指導計画の作成に生かし、子どもや学校園の実態や特色に応じたカリキュラムの作成に努めている。
- ・ 幼稚園側は、小学校教育の内容をしっかりと把握したうえで、幼児の生活や遊びがどのように小学校以降の学びにつながっているのかを見通し、小学校側は、幼児期からの学びと育ちを生かす活動を意図的に設定するなどして、相互理解に努めていくことが大切である。
- ・ 各市町が作成している幼稚園の接続期のカリキュラムやスタートカリキュラムを参考に、幼小それぞれが接続期の教育課程を意識的に見直し、円滑な接続を図っている。
- ・ 接続期のカリキュラムを通して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の項目を教育課程に活用することで、小学校教育とつながりのある内容や幼稚園等で育みたい力を具体的にしていく。
- ・ 幼稚園の長期や短期の指導計画を小学校に配付して、小学校からの意見を聞いたり、スタートカリキュラムの作成をする際には、幼稚園の教員も参加して、幼稚園での生活や経験を伝えたりし、双方向の意見交換を行う。
- ・ 幼稚園と小学校間に、「ジョイントカリキュラム」を作成し、交流活動に対して、幼小それぞれの学びや活動のねらい、生活のつながりや指導上の留意点を記載している市町もある。

○接続に向けた実践（内容や指導方法等）の工夫

- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を見通して、5歳児だけでなく各時期に、発達に必要な経験が積み重ねられるように、保育内容や幼児の姿を細やかに見取り、遊びの充実を図る。
- ・ 遊びを振り返り、友達と楽しさや課題を共有したり、考えを出し合ったりしながら遊びを展開し、うまくいかないことを乗り越えようとする経験ややり遂げた充実感が味わえるようにするなどし、幼児期の経験や学びが小学校以降の生活や学習の基盤となることを常に意識しておく。
- ・ ドキュメンテーションや実践記録から学びを可視化する。「できる、できない」ではなく、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」がどのように育まれていくか過程を大切にしながら、学びや育ちを振り返ることで、内容や指導方法を明確にするとともに、小学校教員と共有している。

- ・小学校の授業において、園で活用していた教材を用いる等、子どもに親しみのある教材を幼小で生かし、子どもたちが主体的に活動できるよう工夫している。
- ・交流活動の内容を決める際に、小学校の教科書を見たり単元を調べたりして小学校の学習内容を参考にしており、それが互いの教育を学ぶ機会になっている。
- ・幼小の教員同士が一緒に活動する子どもの姿を見て話し合うことで、互いの実態を踏まえたうえで幼児・児童の理解を深めやすい。交流の事前、事後の話し合いを大切にしている。
- ・相互参観する際に、ねらいやめあてが共通理解できるよう、「3つの資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて指導案を作成し、事後の振り返りにおいても、その視点を協議の柱として意見交流している。
- ・幼小それぞれの実践記録を定期的に交流することで、互いの育ちを確認し合うことができ、今後の指導内容についてそれぞれの視点で考えることにつながっている。

【参 考】

- ・連携とは、教職員の交流などの、人と人、組織と組織のつながりのことであり、接続とは、内容のつながり、カリキュラムのつながりのことである。連携と接続の両方が推進されることが大切である。
- ・「幼児期の教育と小学校教育の特性」（令和2年度指導の手引きより抜粋）

	幼児期の教育	小学校教育
教育課程の基準	幼稚園教育要領・保育所保育指針 幼保連携型認定こども園教育・保育要領	小学校学習指導要領
	健康・人間関係・環境・言葉・表現	国語・社会・算数・理科・生活・音楽・図画工作・家庭・体育・道徳・外国語（活動）・総合的な学習の時間・特別活動
教育課程の構成原理	経験カリキュラム （一人一人の生活や経験を重視）	教科カリキュラム （学問の体系を重視）
	方向目標 （その後の教育の方向付けを重視）	到達目標 （具体的な目標への到達を重視）
教育の方法等	<u>遊びを通した総合的な指導</u> 教師が環境を通じて幼児の活動を方向付ける	<u>各教科等の学習内容を系統的に指導</u> 教科等の目標・内容に沿って選択された教材によって教育が展開
学びの形態	<u>無自覚な学び（学びの芽生え）</u> 学ぶことを意識していないが、楽しいことや好きなことに集中することを通じて、様々なことを学んでいくこと	<u>自覚的な学び</u> 学ぶことについての意識があり、与えられた課題を自分の課題として受け止め、計画的に学習を進めていくこと

なだらかな育ちとなるよう
「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有

③ 中央協議会

兵庫県幼稚園教育理解推進研究協議会参加者の中から推薦された者が、その成果をもって参加し、指導上の諸課題や幼稚園を取り巻く諸課題について研究協議をすることにより、幼稚園教育の一層の振興・充実を図る。

実施日	令和3年1月～3月
内 容	協議主題等に関する講演動画の視聴を行った上で、アンケートを活用した情報共有 ・「幼稚園を取り巻く現状と課題について～幼児教育の実践の質の向上に向けて～」 ・「コロナ禍における学びを止めない実践と実践を支える環境作り」 ・「コロナ禍における幼児教育推進センターの取組」 ・「私立幼稚園における学校評価への取組について」 ・「小学校教育との接続に向けた教育課程や指導方法の工夫について～草加市における取組～」 等
参加者	13名

④ 地区別幼稚園教育理解推進研修会

文部科学省の「幼稚園教育理解推進事業都道府県協議会協議主題」に基づき、各地区において研修会を開催し、研究協議等を行うことにより、教育課程の改善を図り、幼稚園教育の振興・充実に資する。

<各地区研修内容>

地 区	開催日	開催場所	参加人数
	内 容		
神 戸	令和2年7月8日（水）	神戸市総合教育センター	40名
	・全体会（協議主題2・4の説明） ・分科会協議（協議主題2・4） ・全体会（分科会協議報告）		
阪 神 丹 波	令和2年7月～10月	（紙面交流）	104名
	・文部科学省研修資料及び動画視聴による研修 ・各市町が選定した実践報告園の資料をとりまとめた実践集による研修		
播磨東 淡 路	令和2年7月～10月	（紙面交流）	111名
	・文部科学省研修資料及び動画視聴による研修 ・各市町及び各園からの研修レポートとりまとめ集による研修		
播磨西	令和2年6月～10月	（紙面交流）	94名
	・文部科学省研修資料及び動画視聴による研修 ・4園の研究協議提案資料による研修 ・研修レポートとりまとめ集による研修		
但 馬	令和2年6月～10月	（紙面交流）	46名
	・文部科学省研修資料及び動画視聴による研修 ・研修レポートとりまとめ集による研修		

6 兵庫県における幼児教育に関する事業一覧

年度	事業名	研修会	指導の手引き
20	幼稚園と小学校の確かな接続事業	地区別	
21	幼稚園教育課程実践推進事業	全 県	人とのかかわりを豊かにする教育の推進 ～幼児が「協同する経験」を重ねるための 教師の援助～
22	幼児教育実践支援事業	地区別	
23		全 県	遊びを通じた確かな「学び」を培う指導と評価
24	幼児教育支援事業	地区別	幼児期の「学び」を伝え合う力の育成に向けて
25	幼児期と児童期の「学び」の接続 充実事業	全 県	幼児期と児童期の「学び」の接続の推進に向けて
26	幼児教育「質の向上」支援事業	地区別	言葉の豊かな育ちを支える教育の推進に向けて
27	幼児教育支援事業	地区別	「幼児理解を極める」をめざして ～幼児期の教育の質を高めるための エピソードの記録・保育カンファレンス～
28		地区別	幼児期と児童期の学びをつなぐ
29		全 県	学びと育ちをつなぐアプローチカリキュラム の作成
30	幼小の円滑な接続推進事業	地区別	幼児期と児童期の「学び」の接続の推進に向けて ～「幼児期の終わりまでに 育ってほしい姿」を視点にして～
1		地区別	幼児期の教育と小学校教育の「指導方法」の接 続推進に向けて ～幼稚園・小学校の相互参観の 取組を通して～
2		地区別	幼小の接続を意識した教育実践と接続期のカ リキュラムの充実にに向けて

・令和元年度から、幼児教育連携促進事業において、全県研修を実施するとともに、3～5歳児の保護者に幼児教育資料・親子ノート「すくすく ひょうごっ子」を配布している。

Ⅲ 新型コロナウイルス感染症への対応

Ⅰ 幼稚園に関連する国の主な対応

令和2年 2月28日	・「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」（事務次官通知） ・「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての幼稚園の対応について」（幼児教育課等事務連絡） 幼稚園については、全国一斉の休業の要請の対象外。
3月10日	・ 幼稚園におけるマスク購入等の感染拡大防止に係る支援 子ども用マスクや消毒液等の購入に必要な経費や感染症対策に必要な経費への支援。 （1次補正予算50万円／園、2次補正予算50万円／園、3次補正予算30～50万円／園。1・2次は国庫10／10、3次は国庫1／2）
3月13日	・ 手指消毒用エタノールの優先供給スキーム 県が県内施設に供給するエタノールについて、備蓄状況等を踏まえ、厚生労働省が供給可能量を割振り、メーカーに提供を要請することで、県が必要量を確保できるスキームが構築される。幼稚園も対象施設となる。 6月以降の供給については、県を介さず、各施設が専用サイトを通じて直接メーカーから購入可能な仕組みへ移行。
3月18日	・ 幼稚園の教職員に対する布製マスクの配布 （3月下旬～（1人1枚）、6月下旬～（1人2枚～）、8月中旬以降、希望施設に配布）
3月24日	・ 「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」 ・ 「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（4月17日まで随時改訂） 幼稚園において臨時休業を実施する場合には、預かり保育の提供等を通じて子どもの居場所確保の取組を検討するよう要請。
4月23日	・ 「新型コロナウイルス感染症対策のために幼稚園において臨時休業を行う場合の留意事項及び幼児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の関係者への情報提供について」 幼稚園において臨時休業を行う場合の家庭及び地域における教育の支援等及び児童虐待のリスクを踏まえた幼児の情報把握等の留意事項並びに幼児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の関係者への情報提供について通知。

5月13日	・「新型コロナウイルス感染症への対応のための幼稚園等の取組事例集」 幼稚園・認定こども園において臨時休業等を行った場合の教育支援等の取組について、文部科学省HP「子供の学び応援サイト」において公表 
5月22日	・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』ver.1」 衛生管理の詳細についてのとりまとめ。幼稚園が特に留意すべきポイントについても明記。以降、更新されている。(12月3日 ver.5)
6月5日	・「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」 学校運営についてこれまでの各種通知を整理し、ガイドラインとしてとりまとめられる。
9月8日	・「幼稚園等再開後の取組事例集」 感染症対策を講じながら幼児を健やかに育む、様々に工夫された取組について、文部科学省HP「子供の学び応援サイト」において公表。 

(令和3年1月現在)

(参考) 今後の動き

・幼稚園のICT環境整備支援

オンラインによる教員研修や保育参観、保育動画の配信やアプリを利用した家庭との連絡など、「新たな日常」に対応するためのICT環境整備を支援。

(3次補正予算 100万円/園。国庫3/4)

2 県内の幼稚園等における新型コロナウイルス感染症対策の状況

○ 衛生管理に関する工夫

- ・健康観察カードのやりとりにより、園と家庭との連絡が密になった。
- ・昼食時は対面を避けて座ったり、パーテーションを利用したりする。
- ・保育室の換気や保育室・玩具の消毒をしている。
- ・マスクかけやマスク入れの整備。
- ・手洗いソングの定着により、丁寧な手洗いができ、欠席者が減少している。
- ・学年毎に登降園の時間をずらし、密を避けている。



椅子の後ろに



名札にジョイント
クリップで

うがいの時など一時的にマスクを外す際、床に置いてしまわないように衛生面を考えて様々な工夫がされています。

○ 遊びや生活の工夫

- ・遊具・玩具の配置や個数を考え、子どもの遊びが少しでも分散できるようにする。
- ・密を避けるため、園庭等で遊ぶ時間を学年毎に設定したり、遊戯室を生活の場に使ったりしている。
- ・共有を避ける個人のものの管理を工夫する。
- ・ソーシャルディスタンスを保つ距離での椅子の配置や並び方を工夫するとともに、子どもが視覚的にわかりやすいように目印をつける。
- ・手をつなぐような集団遊びは避けながらも、長縄やフープを介して、顔を見合わせながらわらべうた等を楽しんでいる。
- ・感染予防に必要なことを、子どもたちが自ら意識できるように、年齢に合わせて掲示物を作成したり、クラスで話し合う場面を大切にしたりしている。



視覚的な援助により距離を保つことに加え、色や形を工夫することにより、子どもの興味・関心が高まるきっかけにもなっています。



手洗い場やトイレなど密になりやすい場所に目印

- ・「机が足りないから段ボールで作ろう!」「お弁当を向き合って食べたいからパーティーションを作りたい!」という子どもの思いから子どもと作り、実際に使って生活している。コロナに負けない子ども達との遊びや生活を充実させている。



○ 行事や園運営の工夫

- ・ 行事の内容や取り組み方、参加人数などの見直しをする。
- ・ 行事を中止するのではなく、3密を避ける対策や保護者の協力を得て実施する。
- ・ 子どもに保育者の表情がよく見えるよう、フェイスシールド、クリアマスク、布製マスクなどを保育場面や状況ごとに使い分けるようにしている。
- ・ 近隣の幼稚園・保育園の職員と「コロナに関すること（差別・対応）」について研修を行う。

○ 家庭との連携の工夫

- ・ 園たよりやドキュメンテーションで園児の様子を伝えるようにしている。
- ・ 行事に保護者の参加は控えてもらっているが、動画撮影し、家族限定に配信することで、成長を見てもらえるようにしている。
- ・ 参観日を設けることが難しく、子どもの姿を見てもらう機会がないが、子どもたちの写真を撮り、降園前にスライドショーで流している。（3密に配慮しながら）
- ・ 親子のふれあいが大切にできるように、親子遊びや家庭でできる遊びを紹介したり、ホームページの発信を増やしたりしている。
- ・ 小学校など近隣施設との直接の交流はできないが、プロフィールを交換したり、DVDで子どもの様子を伝えたりしている。

◇幼児教育連携促進協議会における協議概要（R2.9月）

ポストコロナで充実していくこと

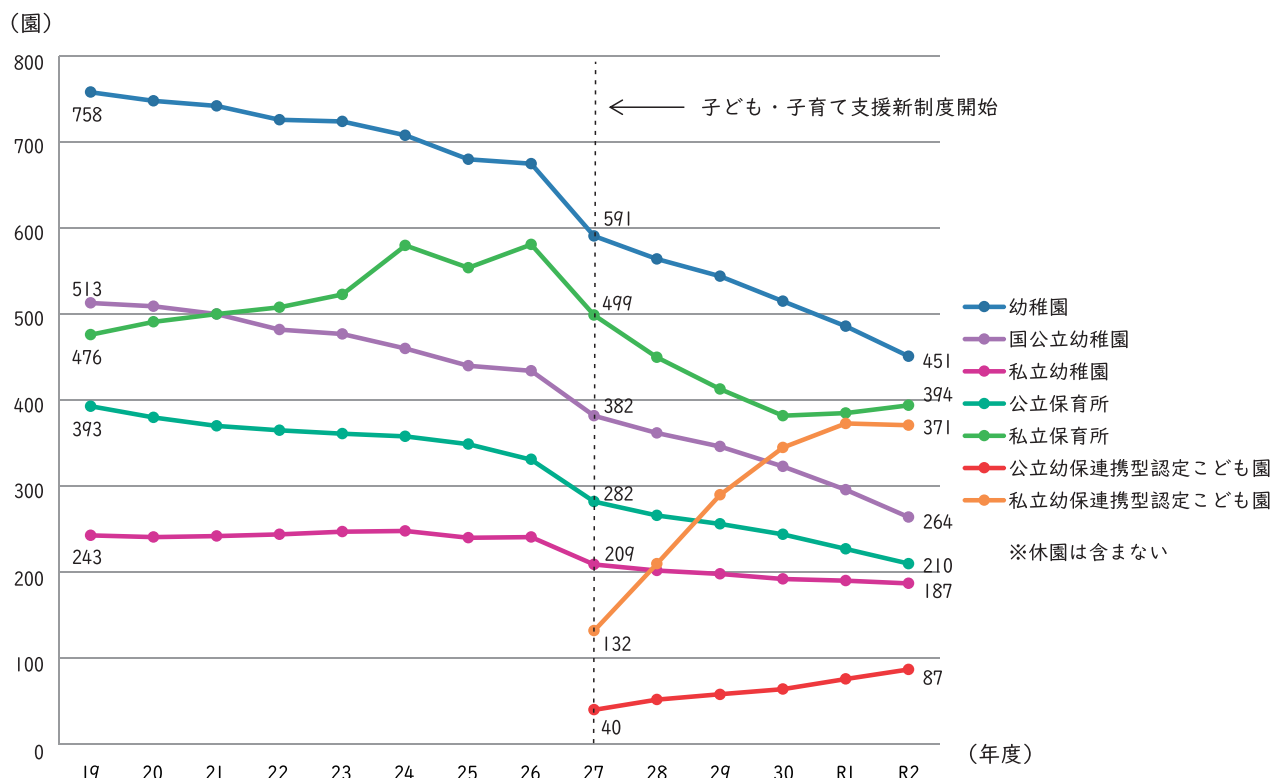
- ・ 保育の原点を見つめ直し、行事の見直しなど、子ども中心の保育へ
- ・ 子どもの育ちの見直し、生活習慣の自立
- ・ 入園時など、子どもの安定に向けた分散保育の実施
- ・ ICT環境の整備やICTを使った情報発信・共有
- ・ 各園で話し合って一つ一つ決めていく態勢
- ・ 園と家庭が互いを思いやり、子どもたちのために協力して、できることからやっていくという態勢

懸念事項や課題

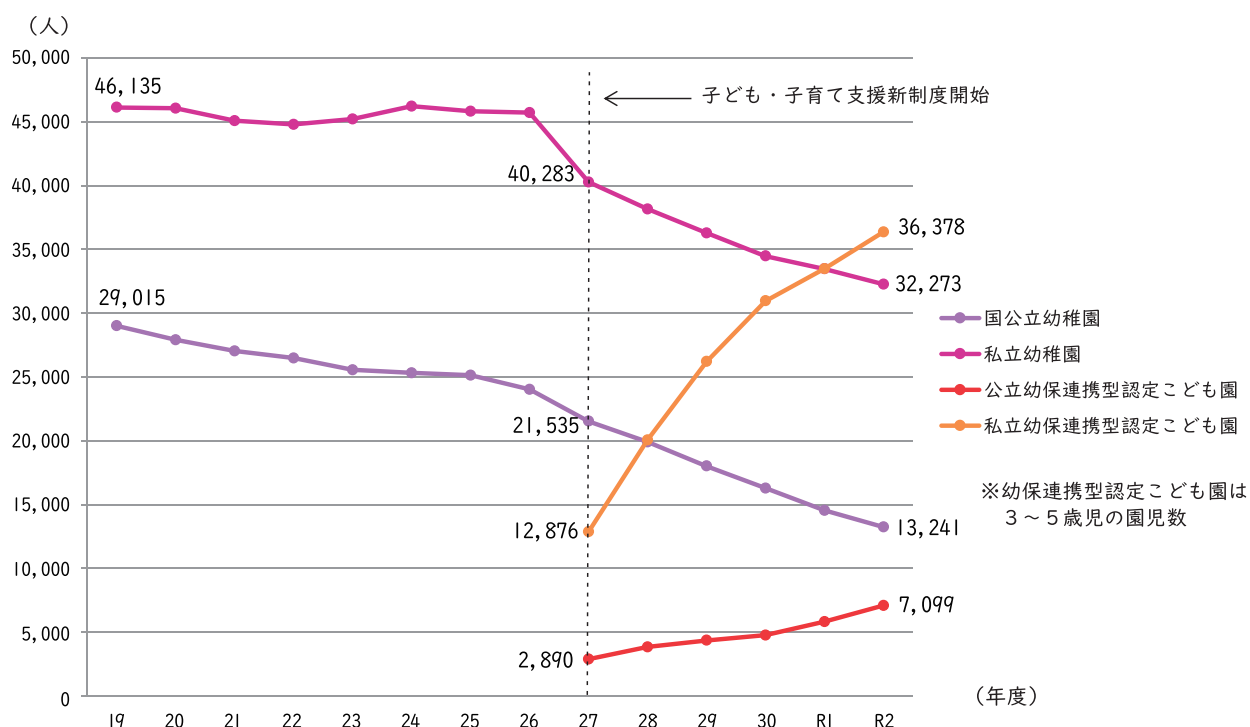
- ・ 子どもの、人の表情から気持ちを感じ取る機会の減少とその影響
- ・ 教育要領等の内容の保障（他学年との関わりの減少等）
- ・ 家庭や地域での豊かな経験の不足。自然体験等の減少
- ・ 消毒やマスクの効果についてなど、明確になっていない部分への対応
- ・ 情報の速やかな発信、共有（行政と園、園と保護者）
- ・ 保護者（特に新入園児の保護者）に対する保育内容の説明が不十分である状況

統計資料

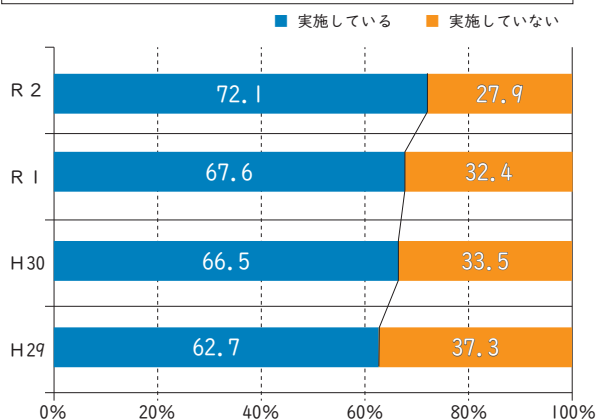
幼稚園・認定こども園数の推移



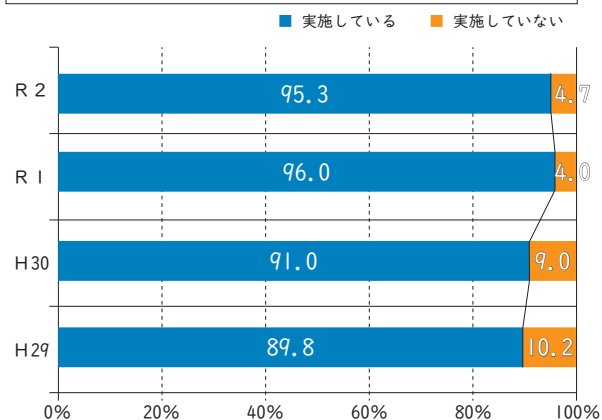
幼稚園・認定こども園における園児数の推移



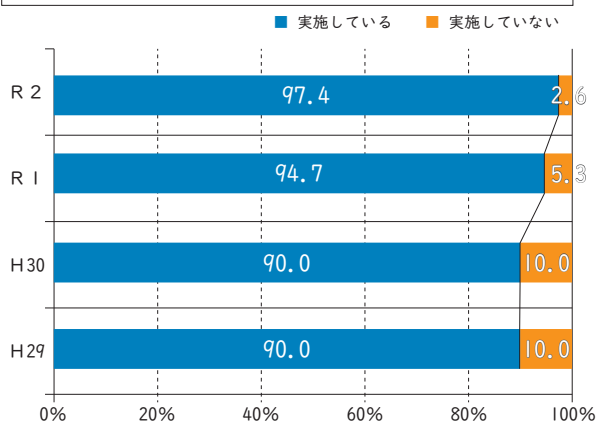
幼稚園等における預かり保育実施状況



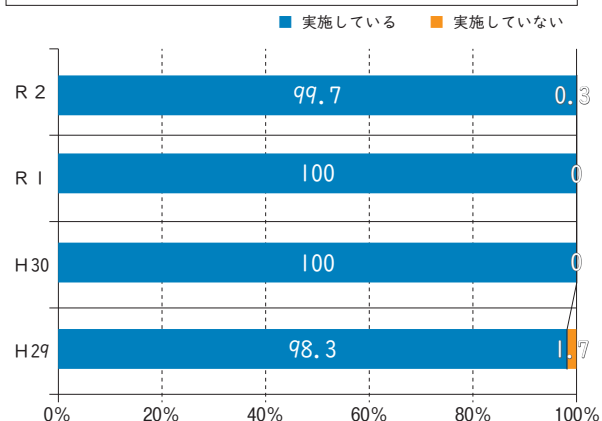
幼稚園等における未就園児対象の子育て支援実施状況



市町における幼保合同研修の実施状況



幼稚園等における幼小連携の実施状況



参考：幼稚園教育要領より抜粋

第1章 総則

第3 教育課程の役割と編成等

5 小学校教育との接続に当たっての留意事項

- (1) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。
- (2) 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

幼稚園教育のあゆみ

第 53 集

令和 3 (2021) 年 3 月発行

兵庫県教育委員会義務教育課
神戸市中央区下山手通5丁目10-1
電話 (078)341-7711 (代表)